

# 埼玉県 MINJIKYO DAYORI 民児協だより



令和元年7月1日発行  
No.161



## 幸せを呼ぶ直紀の世界 「川島町にて (川島町)」

画：飯野 直紀

小魚が釣れそうな川を探して小川や用水路を見て回りました。この辺りは最近少なくなったタナゴが釣れる所があります。ここは、自然が豊かです。

- 目次**
- 民生委員一斉改選に向けて ..... 2-4
  - 令和元年度「民生委員の日活動強化週間」取り組み状況調査結果報告 ..... 5
  - 全国モニター調査結果(埼玉県)集計報告 ..... 6-7
  - わがまちの単位民児協活動紹介ルポ(羽生市・狭山市) ..... 8-9
  - 平成30年度「事業報告及び収支決算」..... 10-11
  - 民生委員・児童委員の声(伊奈町)、県民児協の3カ月の予定 ..... 12

埼玉県民児協だよりでは、「民生委員及び児童委員」を「民生委員」と、「民生委員・児童委員協議会」を「民児協」と表記しています。



この広報紙は、共同募金の配分金により発行されています。

# 民生委員 一斉改選に向けて

令和元年12月は、3年に一度の「民生委員の一斉改選」が行われます。埼玉県では、平成28年の一斉改選では約3,300人の委員が交代しました。円滑な引き継ぎを進めるためには、これから12月までの間に、さまざまな準備が必要になってきます。

そこで、改めて一斉改選における推薦の諸要件や引き継ぎについて、確認していきましょう。

## 推薦要件

民生委員の推薦要件は、都道府県・指定都市・中核市が条例で定める「定数基準」や「選任基準」に基づき、それぞれ管内の実情に即した定数配置や年齢要件等を次のように定めています。（本頁に掲載している諸要件は、一部を抜粋したもので、全てではありませんので、ご注意ください。）

## 1. 配置基準

区分	配置基準
中核市及び人口10万人以上の市	170から360までの間のいずれかの数の世帯ごとに民生委員・児童委員1人
人口10万人未満の市	120から280までの間のいずれかの数の世帯ごとに民生委員・児童委員1人
町村	70から200までの間のいずれかの数の世帯ごとに民生委員・児童委員1人

表1. 区域を担当する民生委員

## 2. 年齢要件 (埼玉県)

	民生委員	主任児童委員
新任者	30歳以上75歳未満 ※特別な事情がある場合に限り、75歳以上78歳未満	30歳以上55歳未満
再任者	30歳以上75歳未満 ※特別な事情がある場合に限り、75歳以上78歳未満	30歳以上64歳未満

表3. 年齢要件 (埼玉県)

民児協の規模	主任児童委員の定数
民生委員・児童委員の定数39人以下	2人
民生委員・児童委員の定数40人以上	3人

表2. 主任児童委員

## 3. その他

民生委員法及びこれに基づく諸通知に示す要件を満たすこととして、社会奉仕の精神に富んでいること、人格と識見等が高いこと、福祉に対する熱意などを適格要件としています。

主任児童委員については、民生委員の要件に加えて、児童福祉に関する理解と熱意を有し、地域における児童健全育成活動の中心となり、積極的な活動が期待できる者とされています。詳しくは、各市町村の民生委員担当所管課へお問い合わせください。

## 任期

民生委員の「任期」は3年と定められています。ただし、任期途中に退任された民生委員の後任として委嘱された民生委員の任期は、前任者の残任期間となります。なお、任期満了後、再任されることは差しつかえありません。

## 委嘱

市町村の民生委員推薦会が市町村長を経由して知事に推薦します。知事は、県社会福祉審議会の意見を聴き、厚生労働大臣に推薦をします。委嘱は、厚生労働大臣が行います。

## 引き継ぐ内容

民生委員活動を推進する中で、行政や民児協、社協など、さまざまな団体から、活動に関する多くの資料や物品が配布されています。前任から後任の民生委員へ、福祉票などの支援に必要な情報や記録、配布されている資料や物品だけでなく、民生委員としての職務内容や心構え、民児協としての支えあいの仕組みもしっかり引き継がれることが必要です。

引継ぎにあたり、表4や引継ぎ事項一覧チェック表（4ページ参照）などを参考にしながら、滞りなく活動が継続できるように、事前の準備をお願いいたします。

今後、民生委員を続ける方も、次の3年間を新たな気持ちで迎える良い機会でもあります。書類や気持ちの整理をしてみてください。

## 個人情報の取り扱い

行政等から提供を受けている名簿や台帳、福祉票などの引き継ぎについては、委員個人で判断せず、民児協として引き継ぎ方法を確認するようにしましょう。

福祉票、活動記録、その他書類を廃棄する場合は、市町村事務局へ処分を依頼してください。

今回の一斉改選を民生委員活動の節目と捉え、本年12月以降の民児協の姿も意識しながら、民児協としての活動、また、住民への適切な支援が継続できるように、民児協全体として取り組みを進めましょう。

項目	内容
心構え	住民の立場に立った活動の今日的な意味や守秘義務（プライバシー保護等）、人権の尊重、および政治活動への地位利用禁止など、民生委員としての心構えについて理解を得ることが重要です。また、委員活動のやりがいや喜びなども伝えましょう。
情報の継承	援助に至った経緯や近隣の方との関わり、また、要援護者の考え方や日常生活等、前任者が把握していた事柄についても、継承されることが大切です。
活動協力者の把握	援助に関わってくれた地域住民やボランティア等の協力が今後、継続して得られるよう働きかけることも必要です。また、関係機関・団体等に関する説明、連携の状況についても説明しておくことが大切です。
福祉関係制度等についての学習	民生委員活動に必要な福祉制度および地域の社会資源について、関係資料をもとに、学習会などを行うことが必要です。

表4. 一斉改選時における引き継ぎ事項一覧表（職務内容・心構え等）

## 区域のこのようなことも引き継ぎましょう

- ◆ 担当区域の特徴や留意点
- ◆ 毎月（毎週）決まっていること
- ◆ 地域活動で協力すること（自治会、小・中学校、社協など）
- ◆ 民生委員活動に協力いただける住民、機関、団体
- ◆ 見守りが必要な世帯（頻度や関わり方など）
- ◆ 活動に困った時の連絡先など

「民生委員制度創設100周年活動強化方策推進の手引き」の中のワークシートA、Bも活用してみてください。（ワークシートをご活用いただく場合は、市町村事務局にお問い合わせください。）

委員活動が途切れることがないように引き継ぎの準備をしましょう！

## 引き継ぎ事項一覧チェック表（資料・物品等）

<p style="text-align: center;"><b>活動記録</b> <input type="checkbox"/></p>  <p>民生委員自身の日頃の活動概要を記入するものです。新任委員にとっては、活動内容やその頻度、要援護者・関係機関との関わり方などを把握することができる大切な情報源となる資料です。</p>	<p style="text-align: center;"><b>民生委員児童委員必携</b> <input type="checkbox"/></p>  <p>民生委員活動に関わる法令や諸施策の解説、活動に係る留意点などを詳細に掲載した学習資料として参考になります。</p>
<p style="text-align: center;"><b>ひろば・View</b> <input type="checkbox"/></p>  <p>全国23万人の全民生委員に配布されている「ひろば」は、全国各地の動向や国の施策などを掲載。「View」は単位民児協会長・副会長向け情報誌になります。</p>	<p style="text-align: center;"><b>児童委員活動の手引き</b> <input type="checkbox"/></p>  <p>毎年、児童委員活動に関するしきを得たテーマを取り上げ、活動のポイントなどを掲載しています。</p>
<p style="text-align: center;"><b>福祉票・児童福祉票台帳</b> <input type="checkbox"/></p>	
	<p>具体的な課題を抱えた世帯や援助を必要とする個人の状況及び援助内容を記録するものです。噂や伝聞、支援に直接関係のない事項は記載しません。</p> <p>福祉票は、民生委員法第14条第1項第1号の規定に基づき、担当区域内の住民の生活状態を必要に応じ適切に把握することにより、要援護者（世帯）に対し、的確な生活指導を行える態勢を整え、その生活状態を調査して、有事の際の資料として作成し保管しておくものです。</p>
<p style="text-align: center;"><b>災害時の取り組み</b> <input type="checkbox"/></p>  <p>民生委員による災害時の取り組みについて、全民児連が作成したさまざまな冊子があります。今後も、継続的な取り組みを行っていく中で貴重な教本となります。</p>	<p style="text-align: center;"><b>調査書用紙</b> <input type="checkbox"/></p> <p>福祉サービスの一環として、住民の要請に応えるため、多種多様な「調査書」を発行し、地域住民の福祉向上に寄与するものです。</p>
<p style="text-align: center;"><b>個人情報の取り扱い・他</b> <input type="checkbox"/></p>  <p>「個人情報保護法」の概要や活動上の心構え、個人情報の取扱い方法などが掲載された冊子（全民児連作成）があります。学習資料として活用できます。</p>	<p style="text-align: center;"><b>徽章「民生委員バッジ」</b> <input type="checkbox"/></p> <p>厚生労働省から県庁、市町村を経由して全委員に貸与されています。退任する際には、市町村へ返却する必要があります。</p>
<p style="text-align: center;"><b>その他</b> <input type="checkbox"/></p>	
  <p>市町村や地区に応じて、後任者へ引き継いだり、民児協事務局へ返却するものは、事前に確認して、滞りなく後任者へ引き継ぎましょう。</p> <p>例：単位民児協ごとに配布した冊子等</p>	<p style="text-align: center;"><b>生活福祉資金借受世帯援助記録票</b> <input type="checkbox"/></p> <p>生活福祉資金を借りている世帯の状況等を記録するものです。</p>

※「活動記録」や「福祉票」などの諸票は、記載内容に最新の情報が反映されているか点検し、整理しておきましょう。

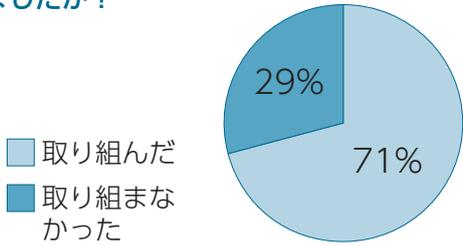
# 令和元年度「民生委員・児童委員の日活動強化週間」取り組み状況調査結果報告

誰もが安心して暮らせるよう民生委員活動をすすめるためには、地域の住民や関係機関等の方に民生委員活動について理解していただくことが必要です。ここでは、民生委員とその活動の具体的なPR活動の展開として、今年度を実施された各市町村民児協の「民生委員・児童委員の日 活動強化週間」取り組み状況調査集計結果をご報告します。

## 取り組み状況調査 集計結果

### 設問1

「民生委員・児童委員の日活動強化週間」中に、民生委員PRの取り組みを実施しましたか？



◇取り組みなかった理由

- ・一斉取り組み日以前から広報誌や電子モニター等で周知していた
- ・通年で機会があることにPR活動を行っていないため

### 設問2

#### 具体的なPR活動の内容

- ポスターや垂れ幕・のぼり旗等を掲示 (9)
- 地域住民にPRカードやチラシ、ポケットティッシュ等の啓発資料を配布 (21)
- 自治体広報誌に民生委員活動を掲載 (30)
- 民児協独自の広報誌又はチラシを配布 (3)
- 地元の新報に民生委員に関する記事が掲載された (0)
- 地元ケーブルテレビ局でPRビデオを放送 (0)
- 公共の場で相談コーナーを設置 (0)
- 公共の場でパネル展を実施 (0)
- 災害時要援護者支援活動に関する活動を実施 (1)
- 要支援者も訪れることが可能な地域イベントの開催 (0)

等

○特定の条件にある世帯への一斉訪問活動を実施 (6)

○「一日民生委員」等の活動を実施 (0)

○地域実態調査活動を実施 (2)

○市町村内においてパレードの実施 (0)

○学校を対象としたあいさつ運動を実施 (3)

○その他 (6)

例：市のホームページ、ツイッター、フェイスブックでのPR、社会福祉大会を通じてのPR、FMラジオ、各地区で立て看板を設置

等

### 設問3

#### 民生委員に関するどのような内容をPRしましたか？

- 民生委員全般 (30)
- 活動・役割について (30)
- 具体的な活動(事例等) (8)
- 民生委員の日、活動強化週間 (15)
- 民生委員制度 (6)
- 民児協事務局への連絡方法 (13)
- 災害時要援護者支援活動について (1)
- 児童虐待防止のPR (0)
- その他 (1)

### 設問4

どのような機関から協力がありましたか？

- 行政 (27)
  - 社会福祉協議会 (8)
  - 町内会 (4)
  - 地元の小中学校 (5)
  - 地元の社会福祉施設 (1)
  - ボランティア団体 (1)
  - その他 (2)
- 例：地域包括支援センター

#### 今年度の活動強化週間を終えて改善点として

- ・民生委員の活動状況を鑑み、民生委員の負担とならず、かつ有効的なPR方法の模索
- ・住民の方が相談しやすい体制を整える
- ・パンフレット等を多く配布したい
- ・活動強化週間のみに関わらず、地域のサロン活動に合わせて取り組みを行う

等

# 全国モニター調査結果(埼玉県)集計報告

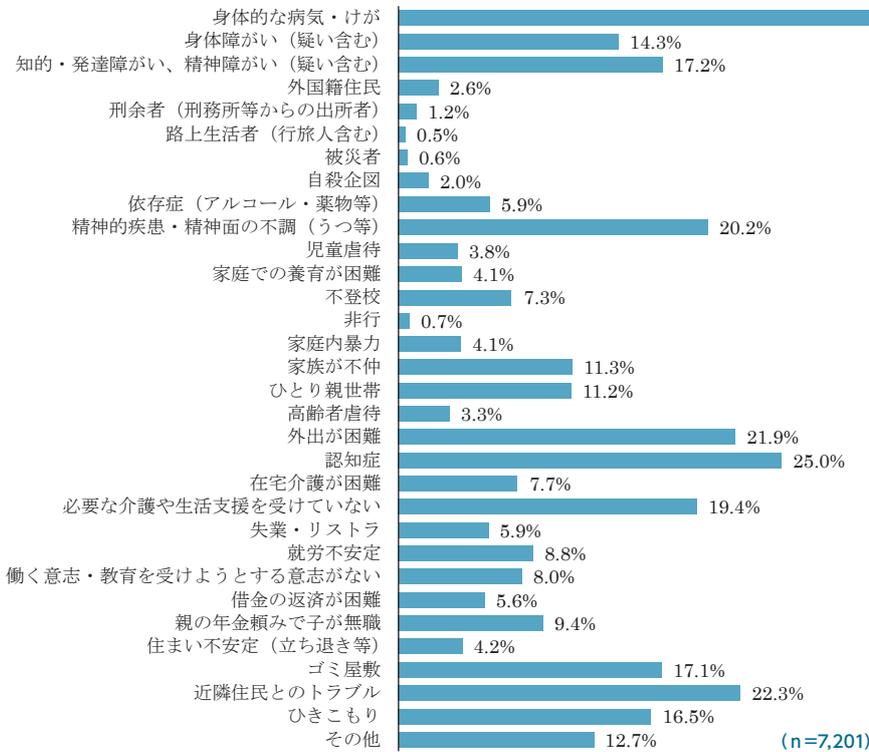
大正6年に創設された済世顧問制度を源とする民生委員制度は、平成29年に制度創設100周年を迎えました。全国民生委員児童委員連合会（以下、全民児連）では、記念事業のひとつとして、全国23万人余のすべての民生委員を対象に、平成28年4月1日を調査時点として、「全国モニター調査」を実施しました。本号では、調査結果から埼玉県の集計結果の一部を抜粋してご紹介いたします。

調査1	民生委員・児童委員による社会的孤立状態にある世帯への支援に関する調査（全委員を対象）	対象委員数	23万1,551人
調査2	民生委員・児童委員の活動および意識に関する調査（全委員を対象）	回答委員数	20万750人
		回答率	86.7%
調査3	単位民児協の組織および活動に関する調査（全単位民児協を対象）	対象	1万328民児協
		回答	9,260民児協
		回答率	89.7%

## 調査1 民生委員・児童委員による社会的孤立状態にある世帯への支援に関する調査

社会的孤立のなかで課題を抱えた世帯へ支援を行った経験の有する民生委員は2,187人（無回答は除く）で、全体の27.9%であった（全国平均26.6%）。

### 社会的孤立状態にある当事者およびその世帯が抱える課題



社会的孤立状態にある世帯では、複数の課題が複合するケースが少なくありません。想定される課題を選択肢として提示し、該当するものすべてを選択する形で調査した結果、「身体的な病気・けが」が最も多く、次いで「認知症」、「近隣住民とのトラブル」でした。

また、民生委員がその世帯が課題を抱えていることを把握した契機は、「近隣住民、自治会・町内会からの相談」が最多であり、次いで「民生委員自身の訪問による発見」、「本人・家族からの相談」によるものでした。

全民児連の分析によると、「身体的な病気やけが」、「外出が困難」といった課題を抱える世帯については民生委員の訪問により把握することが多く、また家族の不仲や就労関係の課題については「本人・家族からの相談」が多く、さらに近隣とのトラブルは「近隣住民、自治会・町内会からの相談」が多い結果となりました。

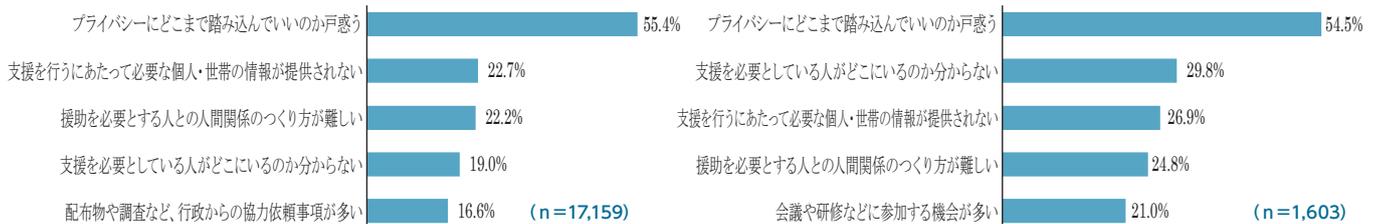
## 調査2 民生委員・児童委員の活動および意識に関する調査

### (1) 委員活動における悩みや苦勞

※24項目から主たる3項目を回答していただき、その回答集計の上位5項目を掲載

#### 区域担当委員

#### 主任児童委員



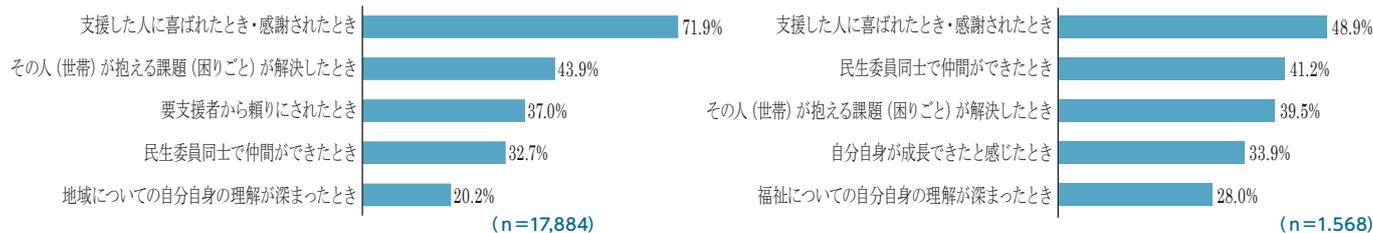
区域担当委員、主任児童委員ともに、最も悩み、苦勞していることに挙げたのは、住民（世帯）との関係において「プライバシーにどこまで踏み込んでいいのか戸惑う」でした。また、「援助を必要とする人との人間関係の作り方が難しい」も上位の項目となり、近年、委員の在任期間が短縮化しているなか、住民（世帯）との関わり方に悩む委員が多いことを示す結果となりました。

(2) 委員活動のやりがいや喜びを感じる時

※24項目から主たる3項目を回答していただき、その回答集計の上位5項目を掲載

区域担当委員

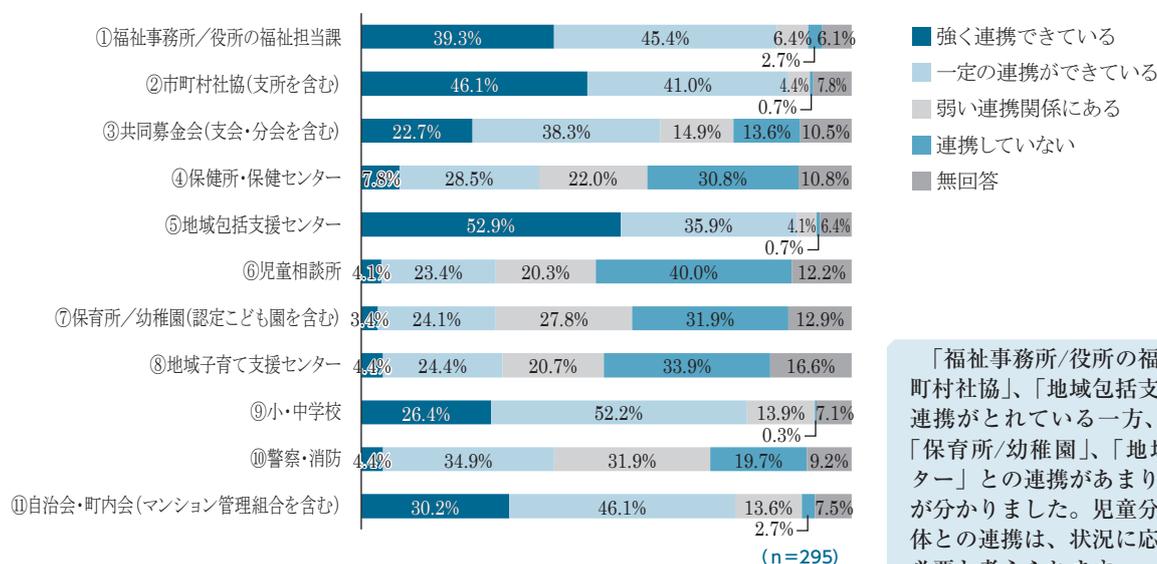
主任児童委員



区域担当委員、主任児童委員ともに、「支援した人に喜ばれたとき・感謝されたとき」が最多でした。しかし、区域担当委員71.9%に対し、主任児童委員は48.9%と差が生じました。その背景としては、主任児童委員は直接区域を担当しないため、課題を抱えた子育て家庭などと個別に関わる機会が多くないことが考えられます。また、「民生委員同士で仲間ができたとき」も共通して回答数が多く、仲間ができることも委員活動の大きな喜びであり、支えになっていることを表す結果になりました。

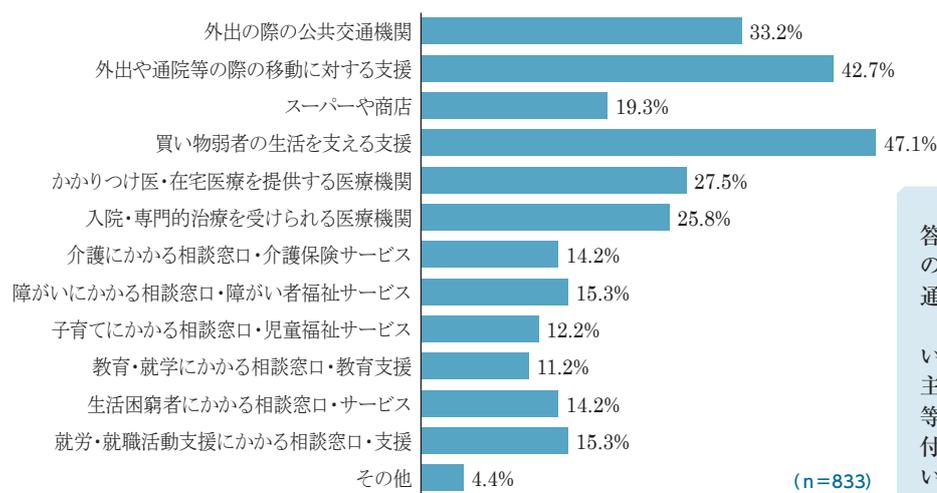
調査3 単位民児協の組織および活動に関する調査

(1) 地域の関係機関・団体との連携状況



「福祉事務所/役所の福祉担当課」や「市町村社協」、「地域包括支援センター」との連携がとれている一方、「児童相談所」や「保育所/幼稚園」、「地域子育て支援センター」との連携があまりとれていないことが分かりました。児童分野の関係機関・団体との連携は、状況に応じて見直すことが必要と考えられます。

(2) 地域に不足しているサービスや社会資源



「買い物弱者の生活を支える支援」の回答が最も多く、次いで「外出や通院等の際の移動に対する支援」、「外出の際の公共交通機関」の回答が多くありました。県内には公共交通機関が十分に備わっていない地域もあり、最近では運転免許を自主返納する高齢者も多いため、電車やバス等の公共交通機関の整備に加え、外出時の付き添い支援など、住民相互による支えあいの仕組みづくりが今後一層必要になると考えられます。

今回の全国モニター調査の結果から、民生委員が課題を抱える社会的孤立状態にある人(世帯)を支援した経験があることや、抱えている課題の状況が一定程度明らかになりました。また、民生委員がどのようなことにやりがいを感じているのか、どのようなことに悩んでいるのか、地域での連携状況、地域の社会資源の偏在なども明らかになりました。このような課題に対して、委員活動の基盤となる各地域での取り組みも大切になります。日頃の活動を振り返り、地域ごとの課題解決に向けて取り組みを進めていきましょう。

# 見協活動紹介ルポ 第11回

羽生市

## 住み慣れた地域で、ふれあいを大切に

～世代間交流を通して絆を深める～

○中央地区の  
特徴

中央地区民児協が担当する地域は、市の中央に羽生駅が位置し、各種施設は比較的近くにあり、利便性に恵まれています。その一方、一人暮らしの高齢者が増えており、今後安否確認などの課題もあります。

○小学生との  
給食交流会

毎年6月に市内の2つの小学校の1・2年生の児童たちと昔の遊びを通して、交流会を行っています。75歳以上の一人



児童たちと一緒に給食

活動内容は、月1回の定例会や各部会活動、県外研修など、民生委員のスキルアップや情報交換のため積極的に活動しています。

「おばあちゃん上手だね」「おじいちゃんすごい」と言われてニコニコです。昔遊びの交流が終わると、各教室にて児童たちと給食をいただきながらの会話が弾みます。地域の一人暮らしの高齢者が元気に生活できるように、今後も支援していきたいと考えています。



コマ回し

○会食交流会

毎年3月と11月の2回、72歳以上の一人暮らしの高齢者を対象とした『会食交流会』を行い、120席の客席が毎回ほぼ満席になるほど好評をいただいています。

この行事は、部会を主体として委員全員が一丸となって取り組み、対象者をお誘いし、希望者への送迎タクシー手配と乗車時のサポートをします。そして、皆さんが毎回楽しみにしている手作りのお汁粉や具沢山のお味噌汁の仕込みからお料理の配膳等、チームワークに磨きをかけながら、参加者の皆さんに喜んでいただけるように、おもてなしの心で準備と運営に力を注いでいます。

会が始まると、午前中はお汁粉をいただきながら、ボランティアサークルの皆さんによるさまざま



みんなで会食

なアトラクションを鑑賞します。参加者の皆さんと一緒に歌ったり、手拍子を打ったりと、一体となって大いに盛り上がりがあります。その後、昼食をいただきながら会話を楽しんだ後は、カラオケ愛好家の皆さんの出番です。

わずか2時間のひとときですが、参加者の皆さんが、ふれあいながら孤立感を解消し、地域とのつながりを深められるよう、これからも企画運営を充実させて参ります。



ボランティアサークルによるアトラクション

羽生市

中央地区民児協

民生委員

38名

主任児童委員

2名

# わがまちの単位民

狭山市

誰もが地域の中で、安心して生活できるために

「狭山手をつなぐ親の会」と水富地区民児協との交流会

誰もが地域の中で、安心して生活できることは、住民一人ひとりにとって大事なことだと思います。

水富地区民児協は、地域の中で暮らしている子ども・高齢者・障がい児（者）等への見守り・相談・支援を行っています。さらに、地域内の幼稚園や小学校・障がい児（者）の施設等へ出向き一緒に遊ぶ活動も行っています。

そのほかに、4年前より地域の公民館で「狭山手をつなぐ親の会」との交流を行っています。交流会を通して人と人がふれあい、同じ課題を抱えている人を知ることができ、「共感」から「安心感」が得られると思います。また、地域住民と民生委員がふれあうきっかけの場にもなっています。

「狭山手をつなぐ親の会」とは、障がい児（者）を持つ保護者がお子さんや家族と共に、年数回集まって講演会・食事会等を行っている団体です。1回目の交流会は、昼食会なしで体操と茶話会のみで顔合わせを行いました。今回は、平成31年3月31日（日）に実施した4回目の活動について報告させていただきます。

（おにぎり作り）



活動の目標は、46名の参加者みんな楽しんで過ごすことと、地域の民生委員を知っていただくことです。

活動の内容は、はじめに心や体をほぐすために参加者一同で、馴染みの歌「手のひらを太陽に」を手話をしながらみんなで元気よく歌い、



（射的）

歌がより楽しくなりました。その後、フォークダンス「誕生月仲間」を楽しみ、会場全体が笑顔でいっぱいになりました。

「おにぎり」も作ることにになりました。興味を持った方からラップを小さく切り、その中にわかめご飯を入れてみただけで作ったおにぎり、味は、最高でした。

次に、すいとん作りです。あらかじめ準備しておいた鍋の中に、小麦粉+片栗粉を水で練った具を入れる作業です。「すいとん」だけではお腹が空いてしまうので、

そして、ゲームは手作りの射的、お手玉ゲーム、紙飛行機の3種類を行いました。

参加者の中には、「狭山手をつなぐ親の会」以外の方もいました。回を重ねる度に参加者との会話が増え、この交流会を通してさらに多くの方に民生委員を知っていただける機会になりました。

実施日が春休みと重なり、例年参加していた方が父母の実家や行楽地へ行くため参加できませんでした。そのため、実施日の検討が必要ですが、

今、民生委員に求められていることは、地域の実情を把握し、地域の課題を明らかにすることです。これからも、地域の中で、課題を抱えている人が安心して生活ができるよう、支え合う地域づくりに努力したいと思っております。

狭山市 水富地区民児協	民生委員 28名	主任児童委員 2名
----------------	-------------	--------------

# 平成30年度「事業報告及び収支決算」

「彩の国すこやかプラザ」で開催された第153回理事会（5月8日）及び同会場で開催された第150回定時評議員会（5月24日）において、平成30年度の埼玉県民協の事業報告と決算が承認されました。

## I 公益目的事業

### 《生活相談等活動推進事業》

#### 1 福祉相談推進事業

- ・各市町村における各種民生委員研修会等へ講師（本会役員）を派遣した
- ・埼玉県社会福祉大会の開催（埼玉県・県社協等と共催）
- ・生活福祉資金貸付制度説明会の実施（県社協と共催）
- ・孤立防止推進事業（県社協の後援）
- ・在宅福祉活動の推進
- ・民生委員による交通事故防止・防犯等に係る声かけ運動への協力（平成30年度実績／訪問世帯数1,090,649件）
- ・振り込め詐欺犯罪の抑止へ

#### 2 リーダー研修事業

- ・各民児協でリーダーとして役割を果たす民生委員及び主任児童委員を次の研修へ派遣
- ・全国主任児童委員研修会（東日本）
- ・民生委員・児童委員のための相談技法研修会
- ・民生委員・児童委員リーダー研修会
- ・全国民生委員指導者研修会（第28回全国民生委員大学）
- ・「埼玉県民協だより」の発行（4回）
- ・ホームページの整理・更新
- ・「民生委員・児童委員の日」及び「民生委員・児童委員

#### 3 啓発宣伝事業

- ・活動強化週間」の取り組み調査の実施及びPR
- ・全民児連作成「民生委員制度創設100周年記念 民生委員・児童委員活動紹介ポスターパネル」を市町村へ貸し出し

#### 4 第44回埼玉県民生委員・児童委員大会

平成30年9月14日に、「平成30年度第44回『埼玉県民生委員・児童委員大会』を埼玉県と共催で開催。次の準備委員会を実施。

- ・第1回大会準備委員会
- ・第2回大会準備委員会

### 《民生委員・児童委員協議会育成・指導事業》

#### 1 地区別協議事業

- ・ブロック別市町村民児協長連絡会議
- ◇東部 平成30年7月31日（三郷市「三郷市文化会館」）
- ◇西部 平成30年7月25日（川越市「高階市民センター」）
- ◇南部 平成30年7月19日（鴻巣市「鴻巣市市民活動センター」）

◇北部 平成30年7月10日（秩父市「歴史文化伝承館」）

画推進部会 常任委員会（1回）、部会（2回）

#### 2 民児協育成事業

・「指定民児協」の活動援助  
民生委員の活動拠点である単位民児協の運営の改善と組織活動を図るため、モデル民児協（第23期／2年目）の育成及び助成を行い、活動の濃密援助、推進を図った。他に全国互助共励事業として、全国社会福祉協議会の事業による2地区の民児協育成事業を推進。

#### 2 活動調査事業

・平成30年度「民生委員・児童委員の日活動強化週間」取り組み状況調査  
県外の情報を把握するため、次の会議に民生委員等を派遣

#### 3 研究協議事業

・全国社会福祉大会  
・民生児童委員・保護司連絡会事務局打ち合わせ会  
・民生児童委員・保護司連絡会

◇指定状況  
第23期指定民児協（平成29年度～30年度）

【東部】草加市新田地区民児協  
【西部】所沢市新所沢地区民児協

【南部】新座市北部第一地区民児協

【北部】秩父市第一地区民児協  
第23期指定民児協活動連絡会の開催

第23期及び第24期指定民児協活動連絡会議の開催

### 《活動調査研究事業》

#### 1 分野別活動調査研究事業

- ・総務委員会、福祉相談事業委員会、生活福祉対策委員会、高齢者対策委員会、児童対策委員会（各1回）、広報委員会（4回）、主任児童委員（2回）、男女共同参

## II その他事業

### 《共同募金事業への協力事業》

- ・全国児童委員研究協議会
- ・関東ブロック民生委員児童委員活動研究協議会

#### 1 互助事業

- ・埼玉県民生委員互助事業運営委員会（4回）

#### 2 共励事業

- ・平成30年度「主任児童委員セミナー」
- ・平成30年度「埼玉県民協男女共同参画推進セミナー」
- ・指定民児協（草加市新田地

区民児協及び所沢市新所沢地区民児協)

- ・平成30年度「理事、監事及び評議員並びに男女共同参画推進部会員合同県外視察研修及び叙勲者等受章者祝賀会」

### 《弔慰事業》

物故民生委員に対し、弔慰を行った(21件)

### 《退職役員等交流事業》

- ・「彩の国すこやか会(本会歴代役員OB会)」幹事会、総会及び懇話会

## Ⅲ 法人運営

### 1 会務の運営

- ・正副会長会議(10回)
- ・理事会(7回)
- ・評議員会(3回)
- ・専門委員会(7回)
- ・監事会(1回)

### 2 民児協会長手帳の幹旋、配布

### 3 その他

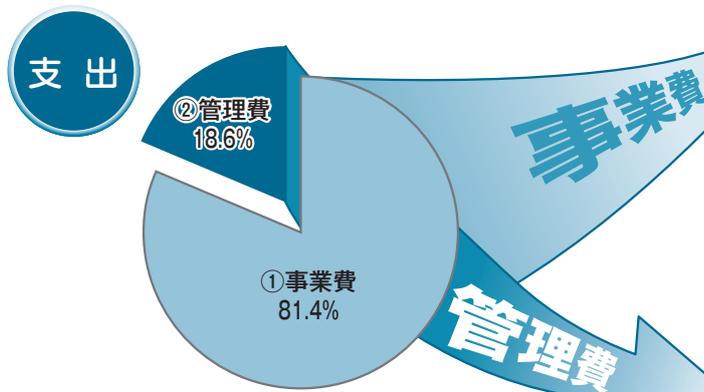
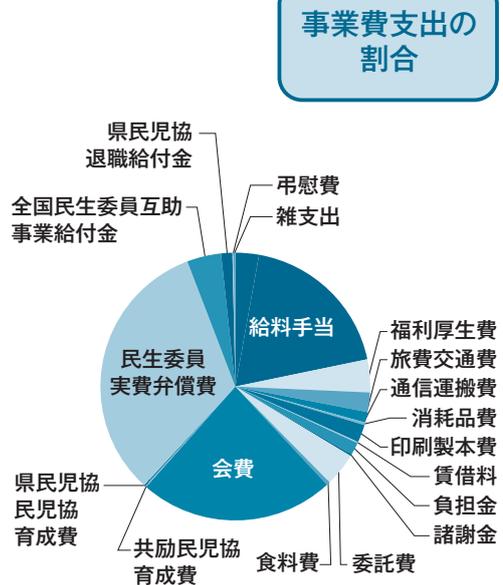
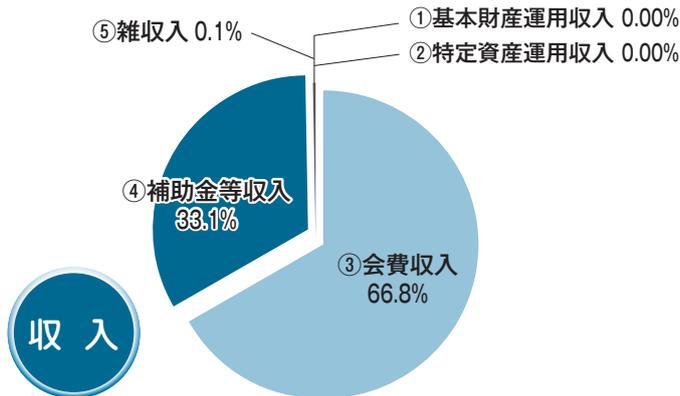
- ・平成30年度7月豪雨災害本会職員による街頭募金の協力
- ・「連続シンポジウム 地域で防ごう!消費者被害 in 埼玉」への協力(埼玉弁護士会の後援)

## 【平成30年度 埼玉県民児協 決算】

皆様からお納めいただいた会費を財源とした会計です。部会活動や各種会議等、自主事業を実施しました。

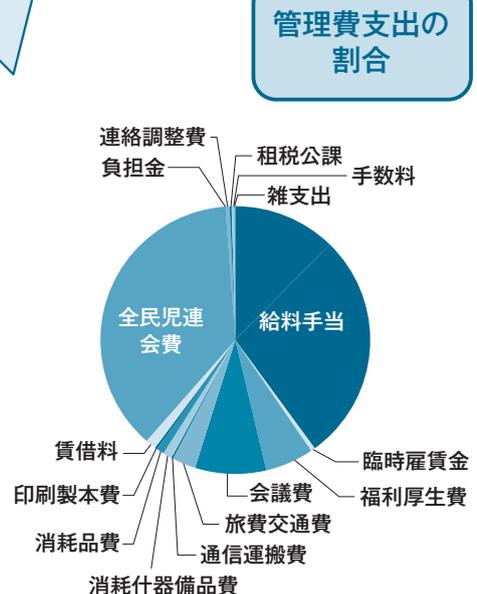
(単位:円)

科目	30年度	29年度	増減
事業活動収支の部			
1.事業活動収入			
①基本財産運用収入	3,239	3,239	0
②特定資産運用収入	2,760	2,669	91
③会費収入	78,296,100	77,916,300	379,800
④補助金等収入	38,816,631	39,331,400	▲514,769
⑤雑収入	84,070	76,103	7,967
事業活動収入計	117,202,800	117,329,711	▲126,911



(単位:円)

科目	30年度	29年度	増減
①事業費	78,368,130	83,993,180	5,625,050
②管理費	17,877,882	17,618,568	▲259,314
事業活動支出計	96,246,012	101,611,748	▲5,365,736



# 「民生委員・児童委員の声」



伊奈町  
民生委員児童委員協議会  
会長 加藤 衛氏  
(平成19年12月1日委嘱)

## ロコラジ体操普及活動中

「ロコラジ体操」をご存知でしょうか?ロコモティブシンドロームの予防に有効なロコモ体操とラジオ体操を組み合わせたもので、高齢者でも無理なくできるゆったりとした体操です。下半身の筋肉を「貯筋」し、転倒予防、膝痛予防、腰痛予防に効果があります。

伊奈町では福祉課がロコラジ体操サポーター養成講座を開催して推進役を育成中です。

各地区の民生委員が率先してサポーターとなり、「ロコラジさん」という、老若男女みんなで体操をして、楽しく語り合える居場所づくりを推進中です。

2025年問題対策としての地域包括ケアシステム構築の一環としての活動であり、社会福祉協議会所属の生活支援コーディネーターの指導をいただきながら、各地区ごとに数回の話し合いを経て、それぞれの地域の特性を考慮して居場所づくりを進めているところです。

民生委員としては、引きこもりがちな一人暮らしの高齢者、定年退職して地域デビューできていない前期高齢者、子育てに不安を抱えているヤングママたちに、リラックスでき語り合える場所に出て来ていただき、楽しいひとときを過ごせる居場所として定着させたいと願っています。

地域包括ケアシステム構築の推進にあたっては、伊奈町は行政と地域(区長)と民児協と社協(生活支援コーディネーター)の連携がうまく機能しており、必ずしも全て順調と言う訳では無いものの、手ごたえを感じているところです。

これからの課題としては、民生委員が率先して活動を推進している中で、今後地域住民の参画をいかに促していくかにあると思っています。スタッフとして活動に賛同し、参加してくれるボランティアの皆さんをいかに発掘できるか楽しみです。

### 令和元年 県民児協の予定

7		
2日	正副会長会議	すこやかプラザ
4~5日	関東ブロック民生委員活動研究協議会	神奈川県川崎市
12日	第154回理事会	すこやかプラザ
16日	主任児童委員会	すこやかプラザ
18日	東部ブロック市町村民児協会長会議	幸手市
24日	第151回評議員会	すこやかプラザ
24日	県大会第2回準備委員会	すこやかプラザ
8		
27~28日	全国民生委員相談技法研修会	神奈川県横浜市
28日	広報委員会	すこやかプラザ
9		
2~4日	全国民生委員リーダー研修会	神奈川県横浜市
4日	市町村民児協事務担当者改選事務説明会	すこやかプラザ
10日	男女共同参画推進部会県大会係員事前打合せ	すこやかプラザ
14日	拉致問題を考える埼玉県民の集い	さいたま市内
17日	第45回埼玉県民生委員・児童委員大会	埼玉会館
18日	全民児連評議員会	東京都港区
19日	全民児連評議員セミナー	東京都港区

### 「民生委員・児童委員の声」原稿募集中

—民生委員が日頃の活動の中で思ったこと、知って欲しいことなどを広く一般県民の方々に知ってもらうためのものです。  
—会員の皆さん奮ってご投稿くださいますようお願いいたします。

#### ※【民生委員・児童委員の声】募集要領

- 1 民生委員・児童委員活動に関することであれば内容は自由です。
- 2 原稿は、800字以内とする。
- 3 応募は1人1任期中1回限りとする。
- 4 掲載は毎月1人とし、投稿者氏名及び市町村名を掲載する。
- 5 発行月の2ヶ月前までにご応募いただいた原稿の中から、広報委員会で選考のうえ掲載する。  
—なお、加筆・修正等をする場合があるので、住所・電話番号を必ず明記のうえご投稿ください。
- 6 投稿された原稿は返却しません。

#### 提出先

〒330-0075  
さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65  
彩の国すこやかプラザ  
一般財団法人埼玉県  
民生委員・児童委員協議会  
広報係宛

## 編集後記

新元号「令和」にみなさんはどのような思いがありますか?  
高齢化社会になり「福祉」という言葉が多く言われているように感じます。  
「支えられた時代」から「支え合う時代」になり、お互いに見守り、見守られ近所の人たちとのコミュニケーションが大切になります。私たち民生委員の役割は「よき話し相手」になることではないでしょうか。  
今年は一斉改選の年です。新任民生委員の方を迎え、委員同士お互いに助け合いながら、民児協活動が活発になることを望みます。  
令和の年が末永く、災害のない平和でありますように願望します。

(鴻巣市 酒巻 喜久子)

埼玉県民児協だより No.161 令和元年7月1日発行  
発行所 一般財団法人埼玉県民生委員児童委員協議会  
〒330-0075 埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65 彩の国すこやかプラザ内  
TEL 048(822)1197 FAX 048(824)6586